

福岡市福祉有償運送に係る管理体制に関する指針

福岡市福祉有償運送運営協議会

平成19年 6月28日

平成20年 8月 6日改正

平成24年 8月28日改正

平成25年 8月27日改正

平成27年 7月30日改正

令和 2年 8月19日改正

令和 3年 8月26日改正

令和 4年10月14日改正

1. 目的

本指針は、既に「福岡市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）」の合議が調い、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録を受けた福祉有償運送者（以下「運送者」という。）に対し、適正な運営確保のため、管理体制を明確にすることを目的とする。

2. 連絡窓口責任者

- ① 福岡市は、前条の目的を達成するため、連絡窓口責任者（以下「窓口責任者」という。）を置く。
- ② 窓口責任者は、福祉局高齢社会部高齢社会政策課長をもって充てる。
- ③ 窓口責任者は、運送者から「3. 事故発生に関する報告」及び「4. 苦情処理に関する報告」を受けた場合は、状況の把握に努め、運営協議会の構成員に通知するなど、適切に処理を行うものとする。
- ④ 窓口責任者は運送者から、「5. 福祉有償運送の要件確保の確認に係る報告」を受け、半期ごとに確認を行うものとする。

3. 事故発生に関する報告

運送者は、福祉有償運送の実施に際して次に掲げる事故を発生させた場合は、道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第51条の21第2項に定

める記録（参考様式第ト号）の写しを福岡市に報告しなければならない。

- 一 人身事故
- 二 物損事故

4. 苦情処理に関する報告

運送者は、申し出のあった苦情のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、規則第51条の26第2項に定める記録（参考様式第チ号）の写しを福岡市に提出しなければならない。

- 一 福祉有償運送の制度に関するもの
- 二 運送主体では対応が困難なもの
- 三 前記一、二に掲げるもののほか、福岡市から報告の指示があったもの

5. 福祉有償運送の要件確保の確認に係る報告

- ① 運送者は、9月末及び3月末の状況を、福祉有償運送運営状況報告書（様式1）により、それぞれの翌々月末までに福岡市に報告しなければならない。
- ② 運送者は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条の2第1項に定める輸送実績報告書を福岡運輸支局に提出する際には、その写しを福岡市に提出しなければならない。

6. 福祉有償運送に係る変更事項の報告

運送者は、福祉有償運送に関し、法第79条の7第3項の規定に基づき軽微な変更を行う際には、届け出る書類の全ての写しを福岡市に提出しなければならない。

7. 運営協議会への報告

- ① 福岡市は、運送主体から「3. 事故発生に関する報告」から、「6. 福祉有償運送に係る変更事項の報告」までに定める書類の提出を受けた場合は、直近の運営協議会へ報告するものとする。
- ② 窓口責任者は、福祉有償運送について運営協議会の協議に諮ることが必要であると認めるときは、運営協議会の開催を求めることができる。